

福祉教育常任委員会

令和6年6月7日（金曜日）午前11時04分開会

出席委員（8名）

委 員 長	益 子 丈 弘
委 員	堤 正 明
委 員	相 馬 剛
委 員	山 本 はるひ

副 委 員 長	星 宏 子
委 員	室 井 孝 幸
委 員	眞 壁 俊 郎
委 員	玉 野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

出席議会事務局職員

書 記	石 田 篤 志
-----	---------

議事日程

1. 開 会
2. 協議事項
 - (1) 6月定例会議における委員会の運営（付託予定議案、日程等）について
 - (2) その他
3. その他
4. 閉 会

開会 午前11時04分

◎開会及び開議の宣告

○益子委員長 それでは、若干早いんですが、ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

本会議のお疲れの中、皆様にはお集まりいただきまして、ありがとうございます。

協議事項は次第のとおりでございます。

委員各位におかれましては、円滑な進行に御協力を併せてお願い申し上げます。

それでは、次第2、協議事項に入ります。



◎協議事項

○益子委員長 (1)6月定例会議における委員会の運営についてを議題といたします。

初めに、(1)6月定例会議における委員会の運営についての説明を事務局よりお願いいたします。

事務局。

○石田書記 (6月定例会議における委員会の運営について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、順を追って皆様と協議を進めてまいりたいと思います。

まず、協議事項の審査内容、また日程について確認をしてみたいと思います。

事務局の説明で、6月19日の水曜日、この1日を想定しております。また併せて、午前、午後ということで、前回、私のちょっと配慮が足りなかった部分で御迷惑おかけした部分、こういったものを酌んで、多分事務局のほうでそういった内容に午前、午後ということに分けたかと思うんですが、この点も踏まえて、各委員から御意見、またこういったものはどうだろうというようなお話がございましたら、申し出ていただければと思います。

すが、まずこの点いかがでしょうか。

堤委員。

○堤委員 午前、午後という話もあるんですけども、議員間討議もこの福祉教育常任委員会の中でもし提案があればやるということなんですかね。

○益子委員長 はい、その点は最後のところでちょっと確認をしようかと思ったんですが、関連ございますので、一応、今定例会から、6月定例会から議会運営委員会で協議されて、実施してくださいということでしたので、先ほど事務局の説明もありましたとおり、一般の従来の議員間討議もちろん行いますが、あえて今回は取り組んでみたいと私は考えてございます。

堤委員。

○堤委員 じゃ、もしやる場合は、本会議の中でやるんじゃなくて、あくまで常任委員会の中でやるんですかね。

○益子委員長 常任委員会、はい。

○堤委員 分かりました。

そうすると、ちょっと多少午前午後の振り分けにもちょっと影響があるということによろしいんですかね。別途時間を取るということですか。

○益子委員長 はい、一応、この1日を想定ございますが、各委員のほうから、今、事務局から説明あったとおり、この議員間討議のテーマの通告ということで、来週月曜日の5時までということでお話あったかと思うんですが、そこで皆様のほうからこういったものを取り上げてほしいということがあれば、時間も限られてございますので、最大でも2つか3つぐらいまでかなと思うんですね、内容が各委員の皆さんからもそれぞれのお話をいただきたいし、より掘り下げてしていくという観点からすると、あまり多くなく、多くても二、三ぐらいのかなとは想定はしてございますが、もし皆様のほうからどうしてもということがあれば、

それは皆様と協議して決定していくものでございますので、否定とか、そういうものを排除するものではございません。

〔「この案でいいと思います」と言う人あり〕

○益子委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、日程、また審査日、併せて、午前、午後の部ということで分けさせていただきたいと思いますが、これに決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、そのようにいたします。

続きまして、陳情についての説明がございました。

今回、本常任委員会においては、陳情が先ほど付託されましたので、陳情について参考人を呼ぶかどうかということで、先ほど説明には、日程が合えば、参考人がお越しいただくのは可能だというようなお話でございましたが、いかがでございましょうか。

○眞壁委員 呼ばなくていいんじゃないですか。

○益子委員長 よろしいですか。

○眞壁委員 これ全部出ているんで、ほかの。

○山本委員 内容が分かりやすいものだと思うんですね。今日の新聞には、県議会はこののが出ていましたけれども、そのはっきりしているの、来ていただかなくても論点というのは分かると思います。

○益子委員長 ありがとうございます。

ほか、委員の皆様いかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 なければ、眞壁委員、山本委員のとおり、参考人を呼ばない方向で決定ということでよろしいでしょうか。

〔「はい、お願いします」「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、今回の陳情においては、参考人を呼ばないということで決しました。

続きまして、議場の座席表についてでございます。

座席表は、先ほど事務局からしていただいた座席ということで、前回と同様なもの、こちらを利用してはどうかというような提案でございましたが、これでよろしければこのように執り進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」「はい、異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 座席についても、それではこのように決めます。

続きまして、管内の所管事務調査、こちらを行うかどうかということでございましたが、この内容で本日皆様のほうから何かあれば、特段なければ、別に所管事務調査ということでも結構かなと思うんですが、行わないということであれば、それでもいいかなと思うんですが。

〔「特にありません」と言う人あり〕

○益子委員長 よろしいですか。

はい。

○室井委員 すみません。以前、何でしたっけ、小学校のあそこの大原間小学校さんの隣を見させていただいて、あそこの学校の放課後。あそこで現場の声というようなのが、その辺もよくやっばり現場へ行って、こう聞けたというようなのがあるので、何かまたそういった教育関係のところで現場の声を聞く機会があったらいいかなとは思っているんですが、細かい打合せなどは委員長、副委員長と思うんですが、あとお任せというような形であれなんです、何かそういった現場の声をもう一度何か聞く機会があったらいいのかなと思う

んですが、いかがでしょうか。

○益子委員長 今、室井委員から、前回、大原間の学童のところに皆さんお越しいただいて、話し合いをしたと思うんですが、そういったものも日程等も先方もあることですから、そういうこともちょっと協議できればと思いますが、そういった御提案もございましたので、もし何かということであれば、室井委員のほうでは正副でお任せしたいというようなお話でございましたので、ちょっと私どものほうも協議してみても、どうしても先方もあることなので……

○室井委員 そうですね。

○益子委員長 できるかできないかというのはございますが、そういったお話ございますれば、我々委員会でもテーマに沿ったようなもの、またそういった現場の声というものも可能かと思えますので、今定例会中にできるか、また別の形になるかはちょっといろいろ協議させていただきたいと思いますが、そのような方向であれば検討してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○室井委員 もしできればという。

○益子委員長 はい。各委員の皆様もそのような方向で……

星副委員長。

○星副委員長 あと、シニアセンターってここ所管でしたっけ。

〔「うちです」と言う人あり〕

○益子委員長 うちです。

○星副委員長 うちでいいんですよ。

○益子委員長 はい。

○星副委員長 シニアセンターって、事務調査行ったことない。

○益子委員長 うん、私は……

○山本委員 あります。

○相馬委員 あります。

○星副委員長 ありましたっけ。

○山本委員 うん。あれ、個人で見に来たらいいですよ。

○星副委員長 そんな感じ。今、ほら、長寿センターもそうなんですけれども、市の要はもう閉鎖というところも、ちょっとスクラップ・アンド・ビルドという部分ではどうなのかなと思ったんですけれども。シニアセンターはそこに入っているのか入っていないのか、ちょっとそこは分からないんですが。

○益子委員長 シニアセンターも多分市のほうの協議会の中の提言か何かに入っている。

○星副委員長 入っていましたよね、たしかね。

○益子委員長 うん、入っているかもしれない。

○星副委員長 なので、一度見ていってもいいのかなと思ったんですけれども。

○益子委員長 星副委員長のほうからそのようなお話ありましたが、また山本委員のほうからも、あと各委員からも、御覧になった方もいるという方もいらっしゃると思います。そういったものも含めて、ちょっとこれもやはり相手方いることですので、ちょっと検討させていただいて、委員会で行うものなのか、個人で行くものなのか等も含めて、ちょっと検討させていただければと思いますので、そのような協議の方向でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、そのようにさせていただきますので、で改めて、そちらの方向、今、室井委員、そして星副委員長からありましたことについて何か決定がございましたら、サイボウズなどを通じて皆様のほうにお知らせをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、先ほど堤委員のほうからもありましたものでございます。委員会における議員間協議のテーマということで、事前通告、先ほども私

のほうからも申し上げましたが、事務局から説明ありましたとおり、今定例会から試行的に導入するというので、6月10日の17時、こちらを。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時18分

○益子委員長 委員会を再開いたします。

テーマについては、6月10日の月曜日の午後5時までということで、締切りでございます。一応私も、先ほど申しましたとおり、せっかくの機会ですし、今回、陳情等も上がってございます。そういったものも含めて、各委員の皆様の方からぜひテーマを設定いただけるのが一番理想かなと思いますが、我々も正副としてちょっと協議しながら、私的にはこの陳情のものを議員間討議ということで取り上げてでもよろしいのではないかなと考えております。そういったもので各委員の御意見、そして情報の共有、そういったものも含めて、この議員間討議のテーマということで検討してございますが、併せて、皆様の方から何かございましたら、先ほども申したとおり、2から3ぐらいのテーマについて議員間討議ということをやりたいと考えてございます。

こちら皆様の方から、本日も今こういうことがしたいということであれば、申し述べただけだと思いますが、特段なければ、先ほども、繰り返しになりますが、10日の5時までということで、ない場合は、我々正副の方でちょっと検討させていただいて、今申し上げたものなどを含めて検討させて、提案させていただきます。

併せて、先ほど事務局からも話ありましたとお

り、従来の議員間討議、このテーマも、従来どおり委員会の審査の中で行いますので、それを確認させていただきます。

副委員長。

○星副委員長 今、委員長が説明の中で、陳情に関しても考えているということだったんですけども、その前の日程の中では、1日で委員会はやるということで、その議員間討議もその日にやるということでしたよね。

○益子委員長 はい。

○星副委員長 ということは、陳情終わってから議員間討議をやるのでは遅いような気がするのですが、別日設けるか、議員間討議を本当もしやるとしたら、一番最初に持っていった上で、陳情審査という形に……

○益子委員長 はい、その……

○星副委員長 なるのかなと思うんですが、そういう考えでいいんですかね。

○益子委員長 はい、そのつもりでございます。陳情もございまして、陳情のその部分の皆様とともに陳情の共有をする段階で、その段階で議員間討議ということで、それを決する前に皆様とこのものについて協議をして、その後、議員間討議を終わった後、この陳情の採決を行ってはどうかと考えてございます。そのほうがより各委員の皆様の御意見やら、そして相違点、そして共有できる部分、そういったものを含めて、活発な議論が展開されればと考えてございます。

星副委員長。

○星副委員長 そうしますと、じゃ次の議案審査のときに、保健福祉部の方はその間ずっとお待ちいただくような形になるということですよ。

○玉野委員 時間を決めないと。

○星副委員長 うん、要は……

○玉野委員 審査始まる時間のことでしょ。

○星副委員長 保健福祉部は1回だから別に構わないか、大丈夫ですね。

○益子委員長 はい。じゃ、改めてちょっと、先ほど事務局のほうで説明いただいたんですが、改めて事務局のほうからちょっと説明の方を。
事務局。

○石田書記 今回の議員間討議なんですけれども、事前通告制ということで、こういうテーマについて議員間討議したいと。あらかじめ出していただければ、その当日話しやすいんじゃないかということで、あくまでその今まで審査の中で当然議員間討議あったと思うんですけれども、そこにプラスアルファしてやるだけですので、特段その特別なというかというものでは。

〔「いいですか、すみません」と言う人あり〕

○益子委員長 はい。

○相馬委員 審査の状況として、まず議案がこう、今回陳情ですけれども、ありますね。それに対して、まず質疑と、その後、討議、討論、採決という順番の。議員間討議というのは、そこで討議がある。なんで、討論と質疑の間に、で、那須塩原市議会では質疑の中で、質疑が終わらない状態で議員間討議をするというふうになっていますので、議員間討議をするタイミングは質疑のタイミングで議員間討議をするという。ただし、今回はテーマを先に事前通告するというふうになっているだけなので、時間的にはあくまでも質疑、討論、採決の質疑の中で議員間討議を行う。

○益子委員長 おっしゃるとおりです。

○相馬委員 というふうになっています。

○益子委員長 相馬委員のおっしゃるとおりです、もう。あくまでも皆様が話しやすいために事前にテーマを決定しておけば、話合いの段階で、皆様、こういったものをお話ししようという。ある意味、

突発的に議員間討議お願いしますということで話合いして、いきなりはいということで、各委員に意見を求められたり、いろいろ話しても、ちょっと内容がなかなかつかみ切れない部分もあるかもしれないということで、その議員間討議ということで、改めて事前に通告ということでございますので。

山本委員。

○山本委員 陳情審査というのは、そもそもがきちんと皆さんで意見を出し合って決めていくもので、そのテーマを決めてとかというのと私は別だと思うんですね。ですから、これはこれで陳情審査をきちんと皆さんの意見を、一人一人の意見を聞いて、で、決めていくということなので、そのテーマを設定するというものとは切り離さないと話がおかしくなるので、このとおりにやっていけばよろしいんじゃないかと思います。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 私も今、山本委員の意見に賛成ですけれども、陳情は陳情でやっていただいて、で、議員間討議のテーマはそれぞれ出してもらって、それを今回のこの常任委員会に関係するテーマかどうか、またいろいろテーマが出てくる中では違ってくると思うんですね。なので、それをちょっとみんな正副常任委員長の中でもんでいただいて、で、どこでそのこのテーマは取り上げたらいいのかということで、いずれにしても、この6月定例会議の中での常任委員会の中でやるという方針は変わらないと。なので、この第二分科会の中で必ずやらないといけないということなのかどうかというのをちょっとお聞きしたい。

○益子委員長 そのことについては、あくまでも事前通告ということなので、特段なければ、別にその別な項目で、陳情に限らずしていいのかと思います。ただ、議会運営委員会のほうでとりあえず

試行的にやってみたいということで、皆様の意見とかも含めてやってみたいだろうと思って、私なりにやってはどうかなと考えたものでございまして、何でもかんでそこでやらなくちゃならないというものではございません。

山本委員。

○山本委員 私の理解としては、陳情は陳情でやればいいんです、きちんとそのマニュアルにのっとって。で、この中にはもう初めからやって、いろんな意見が出てきて、やりますよね。で、そのほかの部に関しては、今回は今回上がっている議案に対しての議員間討議であって、例えば保健福祉部だからといって、保健福祉部のここに何も上がってこないことを……

○益子委員長 もちろんです。

○山本委員 やるということではないと思うんですね。

○益子委員長 はい。

○山本委員 ですから、本来であれば、別にそのテーマを事前に通告するなんていうことは、私自身はえっと思った、おかしい話だと思うんですが、議運がそういうふうにやりたいというのであればやってもいいんですが、だからといって、何でもかんでも持ってくるものではないというところはきちんと押さえて、で、3つも4つもあるかどうか分からないですよ。今回、特に議案少ないので、そういう中できちんと委員長と副委員長でそのところは精査をしていただいて、不要な、ここに上がっていない議案のものをやることはないよね。そのところはきちんとかじ取りをしていただければいいんだと思うんです。お二人にかかっていると思いますので、よろしくお願いします。

○益子委員長 ありがとうございます。

私、言葉足りずですみませんでした。私も山本

委員とまさにそこは全く一緒でございます。今回出てきたものに対しての議員間討議のテーマということでございます。全然ここに関係ないものを取り上げるつもりはございませんし、特になければ別に話すものもないし、何でもかんでその先ほど言葉の中で、多くても2つ3つかなという話をしましたけれども、別になんかということであれば、今回も我々、付託されたものも少ない内容ですので、なければならないということも考えられるという点でございますので、何でもかんでんということではないところではございます。ただ、練習段階として、議運の中で上げられたものは本定例会を含めて3回ぐらいで結果をちょっと見てみたいものだという話が出たものですから、我々の常任委員会としても何か協力できることがあればということで、試行的にやってみてもいいかなということで、私申し述べただけでございますので、そこは山本委員から今叱咤激励いただきましたので、そこはちゃんとしっかり正副でかじ取りをしながら、各委員とも調整を持って、話合いをして決定していきたいと思っていますので、この点は御了承いただければと思います。

○山本委員 よろしくお願いします。

○益子委員長 ありがとうございます。

堤委員。

○堤委員 この今回の議案の中に関した議員間討議というのはいいんですけども、ただ、テーマを提案するというのは、今後のいろんな市政にも絡むものもあるかと思いますので、テーマの提案は受け付けていただければ私は思うんですね。それでその中で、先ほど言ったように、今回の定例会議の中では、6月定例会議はこの議案に関するものということで、とりあえずテーマ……

〔「おかしい」と言う人あり〕

○堤委員 もし受け付けだけはしていただいて、い

ろいろ今後どうするかというのも、受付の中でそのものをちょっと精査していただくというのがいいかなと私は思う。

○益子委員長 多分、受付はもし事務局とも議会運営委員会のほうのお考えも伺ってから決定しなくちゃならないんですが、我々としてただ受け取って、そのままお預かりして、そのままずっと継続で持っているという可能性はございます。それを承知いただいて、あくまでもそれを、提案をいただいたから、今回こういったものを先に議題だというもので提案するものもございませんし、やはりそれは先ほど山本委員ともおっしゃって、話したように……

〔「違う、全然違う」と言う人あり〕

○益子委員長 そこは今定例会にのっとったものをやっぱり想定して話し合いをするべきだと思っていますので、そこは今回の定例会議にないものでも先に行って必要だから取り上げるということは、そこはございませんので、そこはそういった認識でおられればと考えています。ただ……

山本委員。

○山本委員 いいですか、すみません。

議場で執行部が上程してきたものを私たちはあくまでも審査をするという立場なので、その福祉教育常任委員会に関係するからといって、あれもこれもという場ではないと思います。もしそういうふうになんか市政の中でこれについては皆さんで意見交換をしたいのであれば、この定例会議の中でやるものではなくて、常任委員会としてテーマを決めているじゃないですか。そういうところでやるべきで、きちんとそこところは議会とは何かという、何をやる場所かというのは、上程されたもののその議案の審査で、ほかのことをやる場所ではないので、そこところは堤委員もきちんと分けていただいて、ほかの場で例えば何か

常任委員会の関係している……

○相馬委員 協議会。

○山本委員 そう。

○相馬委員 常任委員会協議会。

○山本委員 協議会を開いてやるとかという、そう。

○相馬委員 別なんで。

○山本委員 別だから。

○相馬委員 で、委員会録を取っている。今、今日、常任委員会のほうで。協議会でやれば委員会録は取らないんで、そこで提案されたものをどうするかと相談することは……

○山本委員 みんなで話そう。

○相馬委員 協議会でやればいいだけで。

○山本委員 そう。常任委員会は、あくまでもやっぱり……

○相馬委員 うん、常任委員会は本会議、要は……

○相馬委員 要は、本会議の常任委員会では、その全く議案もない、陳情もない、そのところにぽこっと出すということは、普通あり得ない。

○山本委員 あり得ないという。

○益子委員長 おっしゃるとおりですね。

そのような方向でございますので、それは先ほど各委員から出された御意見を尊重していただければと考えます。私もそれは同意見でございますので、全然関係ないものを取り上げて、本定例会中のその議事録を取った中で残るということは、やはりこれは……

○山本委員 あり得ない。

○益子委員長 タブーだと思いますので、それは協議会なり、例えばそこは一般質問だったり、別な形でということで、堤委員におかれましても御理解いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○堤委員 はい、了解しました。

○益子委員長 特段なければ、このような方向で執

り進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 併せて、先ほども確認漏れしましたが、日程の確認ということで、内容もこの内容で間違いなくよろしいということで確認を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい、了解です」「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、そのように執り進めさせていただきます。

そのほか、皆様のほうから何か意見、この6月定例会における委員会の運営についての御意見ございますでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 なければ、この(1)の議題を閉じたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、(1)を閉じます。

続きまして、協議事項(2)その他を議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○石田書記 (行政視察について説明。)

○益子委員長 説明が終わりましたので、こちら確認いただければと思うんですが、4か所ということで視察先が決定いたしました。日にちといたしましては、7月23日で火曜日、7月24日の水曜日、7月25日の木曜日ということでございます。

行程表を見ていただきますと、なかなか初日なんかは特にそうかなと思うんですが、移動ですね、皆様にちょっと御不便をおかけする点あるんですが、先方の視察の受入れ時間鑑みまして、やはり交通も検索してもらって、結果がこの内容でございますので、大変心苦しいところではありますが、御了解願えればと思いますので、よろしくお願い

いたします。

併せて、先ほども説明あったとおり、お昼の部分についても、こちらですね、特に初日の部分、栗生駅の部分なんかもあったとおり、ちょっと定かでないということでございますので、こちらも各委員に御不便をおかけするところでございますが、併せてこちらも皆様、各委員の御判断でちょっと御検討いただければと思いますので、併せてお願い申し上げます。

こちら、質問の報告書の関係でございますので、事前の質問等、その報告書の担当ということで、取り決めさせていただきたいと思いますが、各委員のほうからここをやりたいというところが事前にございましたらお申出いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

山本委員。

○山本委員 私は、1日目のかさいこども広場、パママオフィスをやりたいです。

○益子委員長 山本委員は1日目ということで、よろしく願いいたします。

ほか、委員の皆様、いかがでしょうか。

○玉野委員 じゃ、私、2日目。

○益子委員長 2日目。

○玉野委員 茨木。

○益子委員長 じゃ、2日目の大阪府の茨木市のほうを、玉野委員お願いいたします。

室井委員。

○室井委員 すみません、私は、最終日のひきこもり支援センター、愛知県東海市をやりたいと思います。

○益子委員長 じゃ、室井委員が3日目の東海市のひきこもり支援センターほっとぷらざということでお願いいたします。

そのほかはございませんか。

○堤委員 じゃ、2日目、COCO・てらすさんや

りたいと思います。

○益子委員長 はい。堤さん。お願いいたします。

相馬委員、いかがでしょうか。

○相馬委員 どこでも大丈夫。

○益子委員長 いいですか。

○相馬委員 はい。

○益子委員長 私も、どこでも大丈夫。

○相馬委員 はい。

○益子委員長 あと、じゃちょっと副議長、公務で今退室しておりますが、副議長のほうのちょっと内容もお伺いして、特段どこも志望がないということであれば、3名は割り振りしたいと思います。

あと、星さんのほうから、副委員長はいかがでしょうか。

○星副委員長 じゃ、茨木市。

○益子委員長 茨木市。

○星副委員長 茨木市。だから、ちょっとちょっと。

○益子委員長 分かりました。

それでは、2番目の大阪府の茨木市は玉野委員と併せて星副委員長ということで。

私のほうから、星副委員長のほうからもありましたが、提案させていただいた責任もございますので、京都府のじゃ京都市のＣＯＣＯ・てらすのほうを私のほうで担当いたしますことといたします。

残りの2つですね、1番目の加西の部分か東海市のひきこもり支援センターのほうを、こちらを相馬委員もしくは眞壁委員にお願いしたいと存じますので、こちらは確認次第……

○相馬委員 恐らく初日と言うと思うんで。

○星副委員長 うん、何かそんな気がする。

○益子委員長 確認しますので、よろしくお願いします。

併せて、先ほど、報告書の担当もそうですが、事前質問も併せて提出いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほか、この件に関しまして、何か委員の皆様からございますか。

なければ、このように決定させていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 それでは、このように決定をさせていただきます。

〔「委員長、すみません」と言う人あり〕

○益子委員長 はい。

事務局。

○石田書記 事前質問のその提出の締切りなんですけれども、あと一般質問等で忙しいかもしれないんですが、14日とかって大丈夫ですか。ちょっと早過ぎますか、1週間後は。

○益子委員長 6月14日。14日の金曜日。

○石田書記 先方がやはりちよっとなるべく事前質問を早く出してほしいということで。

○益子委員長 そうですね。

○石田書記 言われていまして。何だかんだ1か月前ぐらいに。

○益子委員長 そうですね。

○石田書記 ええ、なってしまうので、もし可能であれば14日頃までに頂ければ、ちょっと非常に幸いかなと。助かりますので。

○山本委員 サイボウズで出せばいいですか。

○石田書記 サイボウズで私宛てに送っていただければ。もうベタ打ちでも何でも大丈夫なので。

○益子委員長 今の事務局の説明ありますとおり、1か月前ぐらいですね、欲しいということ先方から申出があるということでございます。併せて、皆様の都合もちょっとあろうかと思うんですが、6月14日の金曜日ということで、ベタ打ちでもサイボウズでも何でも様式結構ですということですので、思いついたもの、そんなに多くなくても結構だと思います。自分でこれがということであれ

ば、そのものを事前に質問でお送りいただければ
と思いますので、よろしく御協力のほどをお願い
申し上げます。

じゃ、そのようにしたいんですが、よろしいで
しょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 では、そのように決定させていただ
きます。

そのほか、この常任委員会の行政視察について、
皆様のほうからないでしょうか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○益子委員長 なければ、この(2)のその他として、
ほかに何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 (2)のその他がないようですので、(2)
を閉じたいと思います。

—————◇—————

◎その他

○益子委員長 3の大きなその他に入ります。

こちら、事務局。

○石田書記 (事務連絡。)

○益子委員長 ありがとうございます。

大きなその他として、ほかに皆様のほうからご
ざいますか。

〔発言する人なし〕

—————◇—————

◎閉会の宣告

○益子委員長 なければ、協議事項の内容は全部終
了いたしますので、閉会したいと思います、よ
ろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○益子委員長 長時間にわたりまして慎重審議あり
がとうございました。

それでは、お気をつけてお帰りいただきたいと
思います。

以上をもちまして、福祉教育常任委員会を閉会
いたします。

閉会 午前11時50分

福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）

令和6年6月19日（水曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員長 益 子 丈 弘
委員 堤 正 明
委員 相 馬 剛
委員 山 本 はるひ

副委員長 星 宏 子
委員 室 井 孝 幸
委員 眞 壁 俊 郎
委員 玉 野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

教育部長 田 代 宰 士
教育総務課長補佐 小 野 志 保
総務係長 植 木 智
学校施設係長 鈴 木 美津治
黒磯学校給食共同調理場長兼業務係長 遅 沢 友 則
西那須野学校給食共同調理場長兼業務係長 横 山 純 一
生活福祉課長 高根沢 寿 夫
保護係長 大 森 義 智
国保年金課長補佐兼管理係長 関 根 達 弥
国保年金係主査（係長級） 三 浦 怜 子
健康増進課長 亀 田 康 博

教育総務課長 金 子 嘉
教育総務課主幹 深 澤 孝 志
給食係長 八木澤 佳 代
学校施設係主査（係長級） 菱 沼 大 介
共英学校給食共同調理場長兼業務係長 平 田 篤 史
保健福祉部長兼福祉事務所長 板 橋 信 行
生活福祉課長補佐兼生活支援係長 若目田 治 之
国保年金課長 江 連 宣 仁
国保年金係長 小 出 涉 美
国保年金課副主幹 江 連 真由子
健康増進課長補佐兼健康増進係長 高 久 浩 二

健康増進課 主幹 (統括保健師)	根本カヨ	保健予防係長	阿久津宏介
健康増進係 副主幹	大島圭子	子ども未来 部 長	栗野誠一
子育て支援 課 長	押久保昭	子育て支援 課 長 補 佐	瀧靖子
子ども福祉 係 長	高野桃子	子育て支援課 給付係 長	小畑光治
子育て支援課 給付係副主幹	小野純子	保 育 課 長	佐藤和穂
保育課長補佐 兼管理係 長	田中綾	保 育 課 企 画 係 長	鍋島弘史
保 育 課 管 理 係 主 幹	伊藤悦子	保 育 課 管 理 係 副 主 幹	阿見久美子
保 育 課 管 理 係 副 主 幹	相馬良一	保 育 課 給 付 係 長	田中薫
保 育 課 給 付 係 副 主 幹	石川敦史		

出席議会事務局職員

書 記 石 田 篤 志

議事日程

1. 開 会

2. 審査事項

(1)陳情審査

- ・陳情第3号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情

(2)保健福祉部

- ・保健福祉部長挨拶

〔健康増進課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

〔生活福祉課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

〔国保年金課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第59号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

(3)子ども未来部

- ・子ども未来部長挨拶

〔子育て支援課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

〔保育課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

(4)教育委員会事務局教育部

- ・教育部長挨拶

〔教育総務課〕

予算常任委員会（第二分科会）

- ・議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）

3. その他

4. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○益子委員長 皆さん、おはようございます。

例年ですと梅雨らしい天気となりますが、本年は暑い日が続いております。寒暖の差が激しく、日々そういった日が続いております。皆様も御自愛くださるようお願いいたします。

今定例会には、市民生活に直結する内容も多々含まれております。しっかりと審議を尽くされますとともに、円滑な進行に御協力くださいますようお願いを申し上げ、私の挨拶といたします。

ただいまから福祉教育常任委員会及び予算常任委員会（第二分科会）を開会いたします。

委員の皆様申し上げます。異議なしなどの意思表示をはっきりしていただくことと、明瞭な質疑にさせていただくようお願いをいたします。

審査の日程及び審査順は、御手元に配付の次第のとおりといたします。

今定例会議におきまして当常任委員会に付託された案件は、陳情1件でございます。予算常任委員会付託案件のうち、当分科会で審査すべき案件は、補正予算案件2件であります。予算の案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切り替え、審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに円滑な進行への御協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、審査事項に入ります。

—————◇—————

◎陳情第3号の説明、議員間討議、

討論、採決

○益子委員長 ただいまから陳情の審査に入ります。

陳情第3号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情を議題といたします。

まず、陳情第3号について事務局に説明させます。

石田書記。

○石田書記 （陳情第3号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりました。

それでは、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等がございますか。

堤委員。

○堤委員 今回の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情に関しては、参考人が出席しておりませんので、やっぱりしっかり議員間討議をしたほうがいいと思いますので、それに対して少し議員としての意見を述べさせていただきたいと思います。

1つは、マイナンバーカード、これはマイナンバー法に基づいて、マイナンバーカードの取得は任意とされている中での、マイナ保険証へのこの秋の切替えによって健康保険証は廃止をされると、そういうことで、これはマイナンバーカードの事実上の義務化につながるのではないかというふうに考えるところですので、他の委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

○益子委員長 堤委員から各委員のお考えを伺いたいということでございましたので、私のほうより指名いたしますので、それぞれ順次お答えいただければと思います。

それでは、初めに、室井委員。着席で結構です。

○室井委員 私としましては、仕事、観光業をやっているとして、お客様とかが旅先で病気になったときに、病院、ここの地元、ここで病院にかかったときに、やっぱり病院の先生がふだん飲んでいらっしゃる薬とかが分からないということで、

治療が遅くなるというのを経験しております。そういったものを緩和するために、マイナ保険証であれば、ふだん飲んでいらっしゃる薬の情報とかも入っているということをお聞きしていますので、これは有効な手だてではないかなと感じております。

以上でございます。

○益子委員長 続きまして、相馬委員。

○相馬委員 マイナンバーカードの趣旨というのは理解しております、それについては非常に、今後、市民が生活する上でマイナンバーカードとそれから健康保険証が、マイナ保険証ということになることについては、利便性向上等につながるのではないかなというふうに、その法の趣旨にのっとって、マイナ保険証というものが今後利用されていくことについてはいいことなんだろうというふうに思っております。

○益子委員長 続きまして、眞壁委員。

○眞壁委員 私も、マイナンバーカードと保険証の機能を統一させるということは、今の医療の体制から非常に事務处理的にも迅速になる。そして、また、今ちょっといろいろな形で間違っているところも出ていますが、今後、国のほうでしっかりこの辺はやるとしますので、そうなれば医療的にも非常に正確な対応ができると私も考えておりますので、一応そんなことを考えています。

以上です。

○益子委員長 それでは、山本委員、お願いいたします。

○山本委員 マイナンバーカードそのものは、これから多分普及はしていくんだろうと思うんですけども、まだ全ての人が持っているわけではないわけで、健康保険証というのは、どちらかというと使うのは年を取った方とか若い子供たちとか、体に何か不具合があるときに使うものです。それ

で、今でもいろいろなマイナンバーカードについてはトラブルが起きているというのは新聞などで出ているものですから、取りあえず急いで健康保険証をなくすという必要はないと思いますので、しばらくの間は併用して、どちらでも使えるような形にして、そしてマイナンバーカードがしっかりと根づくまでは両方を使うということでもいいと思いますので、私は、この陳情に関してはまともな意見だなと思っております。

○益子委員長 続きまして、玉野委員、お願いいたします。

○玉野委員 陳情書の趣旨にほぼ同じです。いいですか、趣旨と同じです。

○益子委員長 続きまして、星副委員長、お願いいたします。

○星副委員長 まず、マイナンバーカードを保険証にするということで、マイナ保険証の件なんですけれども、この保険証にすることによりまして、まず、先ほど室井委員が言いました、薬の情報が共有できるということは、まず、ここは1つのメリットであると思います。災害があったり、また旅先で病気になってしまったとき、病院かお医者さんに診ていただくときに、事故ったりとかしたときもそうなんですけれども、何の情報もなく本当に診療するというのはとても大変であるということも分かりますし、また、このマイナ保険証にすることによりまして、保険切替えですね、例えば仕事、職場が変わりましたといったときのその切替えが簡単にできるということもあります。また、高額療養費、今は申請をして自分で一旦払ってから後で戻るような、償還払いのような形にはなってしまうかと思うんですけれども、これのほうも限度額まで払えばいいという、手続上の利便性が便利になるという部分もありますし、まず、期間のほうもどこかでやはり線を切らないと、や

はりなかなか切替えというものはできないものではないかと考えますので、今回のこの陳情に関しては、反対の立場で私は考えております。

○**益子委員長** 皆様よりお考えを述べていただきました。

堤委員、よろしいでしょうか。ほかにも何かございますか。

○**堤委員** 各委員の意見を伺いましたけれども、もう一つ伺いたいことがございますので、1つは、この現在の健康保険証はあくまでも紙でできていると、マイナ保険証というのはマイナンバーカードに組み込まれた保険証ですので、ある意味で電子証明書みたいな感じになるかと思う。紙と電子媒体の違いがあるということで私は思っておりますが、その紙と電子媒体の違いというのは、電子媒体を使う場合は、どうしてもパスワードがどうしても必要になるということで、そこから高齢者とか、あるいは施設に入っている方とかいうのはちょっと使い勝手が悪くて、なかなかそのところのマイナ保険証に限っては利用が進んでいない現状があるのではないかなと思うんですが、その点、皆さんの御意見をもう一度お聞きしたいと思います。

○**益子委員長** 今、堤委員が紙媒体とデジタルになることによって、使い勝手が悪くなる方いらっしゃるんじゃないかというような趣旨の発言かと思いますので、その点に関しまして各委員より御意見をということでございますので、私のほうで順次指名いたしますので、御意見を述べていただければと思いますので、お願いいたします。

初めに、室井委員、お願いいたします。

○**室井委員** 私の家族は、全員もうマイナンバー登録させていただいております。何かもし万が一あったときのためにといって、早めに皆さん家族で話し合った結果、作りましょうという形で作りま

した。なので、トータルでどのぐらいかという数値が今持ち合わせていないのでよく分からないところではあるんですが、作っていらっしゃる方も、その家族の命に関わるというときには、本当に1分1秒争うと思っていますので、もっともっとたくさんの方に利用していただきたいと思っております。

○**益子委員長** 一部の方が使い勝手が悪いという、その点に関してはいかがでしょうか。

○**室井委員** そうですね、そういった方にも利便性を理解していただいて、少しでも多くの方、早めに登録していただければと思っております。

○**益子委員長** 分かりました。

続きまして、相馬委員、お願いいたします。

○**相馬委員** 電子媒体になるということで、様々な情報が医療的な情報になると思いますが、そういったところがまず分かりやすくなる。ただ、一部のいわゆるパスワードを使用することについての懸念があるというようなことでございますが、そうですね、個人的にはこれ慣れといいますか、こういった制度が変わるときには多少慣れないこともあるんですが、それを何とか周りのサポートとかですね、また、行政のサポート等で、そういったところはカバーしていけるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○**益子委員長** 続きまして、眞壁委員、お願いいたします。

○**眞壁委員** 紙媒体の保険証で不正悪用というか、こういうものも今特に外国人に多いという形で出ています。そういうことから見まして、やはりマイナンバーカードのほうが絶対そこは安全です。パスワードの件につきましては、今、何でもパスワードですよ。これはもう済んだことかなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○**益子委員長** 続きまして、山本委員、お願いいたします。

○**山本委員** マイナンバーカードに保険証を入れること、そのものがいけないとか言っているのではなくて、あまりにもまだ全員が持っていない。うちは家族みんな持っていない人もいますので、そういう人が出ることは確実なわけで、そこに資格確認証をまた発行するというような役所にまた手間をかけるのであれば、少しの間、今までの保険証も発行してマイナンバーカードでも使えてという、もうそれで並立していくということでもいいと思うんです。実際に病院に行ってみてみると、少なくとも私3つ病院に定期的に行っているところがあるんですが、ほとんどの人が保険証を出している現実もありますし、何か残すことに何ができないのかなというふうに思っております。

○**益子委員長** 一部の方の利便性のパスワードなどの件に関してはいかがでしょうか、その件、求められていますので。

○**山本委員** パスワードについては、私、今回、マイナンバーカードを使う機会がいっぱいあったんですけれども、市役所はパスワードを書いてくださいというんですね。4桁も8桁も、紙に書いて渡しました。ああ、こんなことができる、何というんですかね、ああ、こういうふうにしてやって差上げますというんですね。やってもらったんですけれども、何かパスワードって何なんだろうなというふうに思うこともあるし、実際私も忘れてしまっていて、自分の書いてあったものを出して書いたりしていたので、パスワードというのはどこでどう使われてしまうかというようなことはあると思います。ですから、心配な方は保険証を使えばいいんであって、それがだんだん、何というんですかね、うまくいくようになってから一本

化すればいいので、こんなにさっさとやらなくてもいいと思っております。

○**益子委員長** 続きまして、玉野委員、お願いいたします。

○**玉野委員** このマイナンバーカードを所持するというのは個人ですけれども、やっぱり持っている利便性がありますという方と、持たない方があります。と同時に、医療機関も対応できる場所とできないところがある。やっぱり時間をかけて、両方、個人と医療機関ですね、納得できるような時期になるまでは、この要望書に沿って納得できるように制度をつくっていったほうがいいと思っております。

パスワードは、私は持たない趣旨です。

○**益子委員長** 続きまして、最後に星副委員長、お願いいたします。

○**星副委員長** パスワードに関しては、慣れかなと思います。そこを使いこなせるようになるまで、何とか支援はしてあげるようになるのかなとは思いますが、やはり慣れないといつまでたっても使えないということもありますので、そこは問題ないのかなと思います。

以上です。

○**益子委員長** 皆様から御意見を伺いました。

堤委員に申し上げます。ほかに何うことございますか。

○**堤委員** 最後に皆さんに伺いたいことなんですが、経費の問題です。今回、マイナ保険証が発行されない人、あるいはマイナンバーカードを持っていない人に対しては、紙の資格確認証が発行されるというふうに聞いております。資格確認証は、やっぱり紙でまた再度発行することなんですが、既に現行の健康保険証はもう紙で既に発行済みですので、このマイナ保険証を切替えされない方は、従来のこの紙の健康保険証で代替が十分可

能だと思います。それで、新たに経費をかけて同じ、健康保険証と同じような紙の媒体で資格確認証を発行するというのは、多大な経費がかかるというふうに私は考えるのですが、皆さんはどういうふうに考えているか御意見をお願いしたいと思います。

○**益子委員長** ただいま堤委員より、資格確認証を経費をかけて発行する意味があるのかというような趣旨の発言かと思いますが、そういった趣旨を皆様から伺いたいということでございますので、そういった御意見を、これより私のほうから順次指名いたしますので、述べていただければと思います。

初めに、室井委員、お願いいたします。

○**室井委員** 多分行政とかの手続が一緒だと思うんですが、だったらマイナンバーのほうの登録を進めたほうがいいんじゃないかなというふうな思いであります。同じ登録をするのであれば一度で済みますので、その後の利便性等を考えた場合には、一度そこでマイナンバーを登録したほうがいいんじゃないかと思っております。

以上です。

○**益子委員長** 続きまして、相馬委員、お願いいたします。

○**相馬委員** 経費の問題というようなことだったのですが、マイナンバーカードをもう取得している方には送らないので、ただ、併用になるとマイナンバーカードを持っていたも、これまで紙媒体、紙媒体といいますか、いわゆる健康保険証、後期高齢者医療保険証を発行するということになりますので、それがマイナンバーカードを持っていない方、本当にどうしてもマイナンバーカードを持っていない方のみに発行するということになれば、逆に経費としては新たにかけるといいますか、健康保険証を発行する経費が少なくなりますので、

経費の問題ではないんだろうというふうに思っております。

以上です。

○**益子委員長** 続きまして、眞壁委員、お願いいたします。

○**眞壁委員** 私も、今の相馬委員と一緒にです。

以上です。

○**益子委員長** 続きまして、山本委員、お願いいたします。

○**山本委員** 健康保険証は、今年度は発行されます、紙で。私、事情がありまして、今もう次から使えるものを持っているんですけども、発行されると思うんです。これ12月になったら、それをやめるということは、今年度の経費としては健康保険証を全員に渡しているわけです。それで、だから、それなのにやめて、今年度に限って言えば、資格確認証をどの人に出すかということを、また市役所の職員が調べてやらなきゃいけないという意味では経費がかかると思いますので、そんなことはしないで、保険証はしばらく、だからちゃんとマイナンバーカードを全員が持つ、持つという義務じゃないので、ないかもしれないんですが、それがきちんといくまでは両方発行したほうが調べる手間もないし、お金もかからないし、いいんじゃないかと思います。

○**益子委員長** 続きまして、玉野委員、お願いいたします。

○**玉野委員** 個人と医療機関と考えた場合は、まだまだ時間がかかる、答えを正確に出したいということ、お金がかかる、業務の手数がかかるということでも、こういうことを納得できるような形に持っていくためには、必要な時間、必要な経費だと思います。

○**益子委員長** 最後に、星副委員長、お願いいたします。

○星副委員長 紙の発行に経費がかかるということなんですけれども、マイナ保険証に移行したことによる総トータルのメリットといたしますか、そこに比べたら、マイナ保険証にしたほうが総トータルの考えるとメリットが大きいのではないかと考えます。

以上です。

○益子委員長 堤委員に申し上げます。今、皆様から伺いましたので、それらを参考に審査に当たっていただければと思います。

ほかに討議すべき内容はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議を終結いたします。

討論はございますか。

堤委員。反対ですか、賛成ですか。

○堤委員 賛成の立場で討論したいと思います。

今回出された現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情書、この趣旨の中に、先ほどの皆さんの議員間討議の中にもありましたように、当面の間ということで、期限を区切っての両立の陳情をされているわけなんですけれども、当然マイナ保険証に切り替えられない方は、先ほども言ったように、資格確認証という紙の確認証で発行すると、さらに経費もかかることから、当面はこういう資格確認証を発行せずに、健康保険証を残してマイナ保険証と一緒に使うというのが当面やってほしいという陳情ですので、その趣旨に対して賛成をいたします。

○益子委員長 ほかに討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結した

いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

それでは、本件を採択すべきものかお諮りをいたします。

陳情第3号 現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める陳情については、採択すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○益子委員長 起立少数と認めます。

よって、陳情第3号は不採択すべきものにすることに決しました。

以上で陳情第3号の審査を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は10時35分からいたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎保健福祉部の審査

○益子委員長 これより保健福祉部の審査に入ります。

初めに、保健福祉部長から御挨拶をお願いいたします。

板橋部長。

○板橋保健福祉部長 （挨拶。）

○益子委員長 ありがとうございます。

◇

◎健康増進課の審査

○益子委員長 ただいまから、健康増進課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

健康増進課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第58号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 それでは、議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○亀田健康増進課長 （議案第58号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 この歳入のほうです。2ページです。

ここで言われておる雑入の4項4目、この中で衛生費雑入で未承認薬研究開発支援センター助成金（新型コロナワクチン接種）ということで経費が計上されておりますけれども、先日の質疑の中でも小島議員のほうから質疑があったかと思って、多少重複する内容ではありますが、この未承認薬研究開発支援センター助成金と、あまり聞き慣れない言葉なんですけれども、ここはどういうところなんでしょうか。

○益子委員長 健康増進課長。

○亀田健康増進課長 こちらのセンターですが、厚

生労働省の基金管理団体というところになっておりまして、新薬、新しい薬や未承認薬、これは海外では承認されているが、日本ではまだ承認されていないような薬ですね、そういったものの研究費用の支援や薬価、薬の単価ですね、これが安定していない場合に対する支援などを行う機構になります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 未承認薬研究開発支援センターという名前からちょっと不安があるんですが、この日本人に対してそれぞれこのワクチンは安全だという証明はされているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 このセンターがそういった承認をするものではございませんが、国のワクチン分科会の中で十分そういった議論をされた上で、ワクチンの安全性を確保するということで考えております。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 重ねて伺いますが、今回、接種予定の新型コロナワクチンの種類といいますか、内容についてお聞きしたいと思います。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長 使用するワクチンにつきましては、現時点では確定しておりません。ただ、そのワクチンの構成は、オミクロン株の変異株のJN.1という株というところまでは今決定しておりまして、それに対応するワクチンについて、今後、国で検討されることになります。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 今述べられたこのワクチンについての副作用も把握されているということよろしいですか。

○益子委員長 課長。

○亀田健康増進課長　そうですね、このJN.1株に対応するワクチンをこれから製造するに当たって、副作用等のことも当然勘案しながら決定していくことになると思います。

○益子委員長　ほかに質疑はございますか。
〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長　質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等はいかがでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長　ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長　異議がないものと認め、質疑及び議員間討議を終結いたします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○益子委員長　ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長　異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第58号　令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長　異議がないものと認めます。

よって、議案第58号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

健康増進課所管の審査事項は以上となります。
ここで休憩とします。

再開は10時55分からといたします。

休憩　午前10時45分

再開　午前10時55分

○益子委員長　休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎生活福祉課の審査

○益子委員長　ただいまから、生活福祉課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

生活福祉課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長　それでは、議案第58号　令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○高根沢生活福祉課長　（議案第58号について説明。）

○益子委員長　説明が終わりましたので、質疑を許します。

相馬委員。

○相馬委員　職員が増員になったということの端末の増設ということでございますが、これを当初予算ではなく補正予算に計上した理由を伺います。

○益子委員長　生活福祉課長。

○高根沢生活福祉課長 昨年度の予算編成のときには、まだこちら生活福祉課の体制が固まっておらず、ませんでしたので、その時点よりも職員等が増えたというところで、不足している分でございます。

○益子委員長 ほかに質疑はございますか。
堤委員。

○堤委員 3台増設ということで、これで充足したかどうかというのと、合計何台になったかお聞きしたいと思います。

○益子委員長 課長。

○高根沢生活福祉課長 現在20台を運用しているところ、3台含めまして23台となります。生活保護に関連する業務を行う職員に対しての不足ということで要求しておりますので、こちらで業務のほうは滞りなくできていると考えております。

○益子委員長 ほかに質疑はございますか。
〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。
討議すべき点あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。
討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。
よって、討論を終結し、これより採決いたします。

す。

議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第58号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

生活福祉課所管の審査事項は以上となります。
ここで休憩いたします。

なお、再開は11時10分より再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎国保年金課の審査

○益子委員長 ただいまから、国保年金課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

国保年金課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題と

いたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○江連国保年金課長 （議案第58号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第58号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、続きまして、議案第59号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○江連国保年金課長 （議案第59号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

山本委員。

○山本委員 歳入と歳出と両方出ているんですが、これに係る人と時間を教えてください。

○益子委員長 国保年金課長。

○江連国保年金課長 こちらに係る人ということでございますが、基本的には株式会社TKCのほうのシステムを利用しているような状況でございます。そちらのほうで全て改修につきましてはいただくとような内容でございます。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 そういたしますと、この352万円は全てTKCのほうに渡してやっていただくということで、国保年金課の職員は、この改修をすることで仕事が増えるということはないんですか。

○益子委員長 課長。

○江連国保年金課長 基本的には業務委託というような形になってございますので、向こうでシステムの改修全てやって、それが現在うちのほうにございます国保のシステムの端末21台が反映して使えるようになるというようなことで、職員の作業は実質ございません。

○益子委員長 山本委員。

○山本委員 歳入のほう、繰入金で職員給与費等繰入金というところに入っているんですが、これはなぜですか。

○益子委員長 課長。

○江連国保年金課長 本来、特別会計でございますので、国庫補助金による財源の措置が見込まれているところではございますが、現時点では補助対象の経費ですとか、補助率の詳細が国から示され

ていないということもございまして、一般会計の繰出金を財源としていただくような形にしております。

今後、国庫補助金の詳細が明らかになった後に、また補正予算を編成しまして財源の組替えをしようと考えてございます。

○益子委員長 ほか、質疑ございますか。

堤委員。

○堤委員 今回の補正は352万円ということで、国民健康保険の資格システムの改修ということで、改修の内容は先ほど御説明がございましたが、これの元となる、引き金となる国からの指示といえますか、こういう内容で必要になるから改修しないよという何か通知等は、あったということではよろしいんですかね。

○益子委員長 課長。

○江連国保年金課長 そうですね。

ちょっと補正予算になったということで、当初からはちょっとその辺の細かいところが分からなかったんですが、今年の年明けぐらいから徐々に内容が分かってきてまして、通知により今回このような改修を行うということでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 国からの通知による改修の内容は、全容が全部分かったということではよろしいでしょうか。

まだ、あるいは不明な点が残っていると、そういうことではないという理解でよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○江連国保年金課長 一体化に伴う改修内容については、これで全てかと思えます。そう理解しております。

○益子委員長 ほか、ございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入

ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第59号 令和6年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第59号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

国保年金課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩いたします。

なお、再開は午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午後 1時00分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◇

◎子ども未来部の審査

○益子委員長 これより子ども未来部の審査に入ります。

初めに、子ども未来部長から御挨拶をお願いいたします。

部長。

○栗野子ども未来部長 （挨拶。）

○益子委員長 ありがとうございます。

◇

◎子育て支援課の審査

○益子委員長 ただいまから、子育て支援課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

子育て支援課につきましては、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◇

◎議案第58号の説明、質疑、討

論、採決

○益子委員長 それでは、議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔に願います。

課長。

○押久保子育て支援課長 （議案第58号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堤委員。

○堤委員 歳出のほうですね。

児童手当費の中、委託料で、児童手当制度改正に伴うシステム改修ということが422万7,000円と計上されておりますが、このシステム改修の中身をちょっとお聞きしたいと思います。

○益子委員長 給付係長。

○小畑給付係長 給付係長の小畑と申します。着座にて失礼いたします。

システム改修の中身ですが、今回新たに対象となる児童の確認、あとは通知の発行、こちらのための改修のために予算を計上させていただきました。

以上です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 もう少し具体的に、システム改修そのものの何をどういうふうに直すかという、何か項目名でも結構ですけれども。

○益子委員長 給付係長。

○小畑給付係長 具体的には、現在ある児童手当のシステム、こちらは15歳までが対象となっておりますので、それを新たに対象となる16歳から18歳までのお子様を対象となるようにシステムを変えていく。そして、併せて特例給付、所得制限がついているお子様も追加できるようにしていく。

で、第3子以降のお子様が増額になってくる方もいらっしゃると思いますので、その方も追加できるようにシステムを改修していく形になっております。

以上です。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 そのシステム改修によって、端末操作といたしますか、職員の仕事の仕方は変わるんでしょうか。

○益子委員長 給付係長。

○小畑給付係長 現在行っている業務と、特に大き

な変更はないものと考えております。

以上です。

○益子委員長 そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、議員間討議及び質疑を終結いたします。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第58号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

子育て支援課の所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩といたします。

再開は午後1時20分より再開いたします。

休憩 午後 1時13分

再開 午後 1時20分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

—————◇—————

◎保育課の審査

○益子委員長 ただいまから、保育課の審査に入ります。

担当課の皆さん、お疲れさまです。

保育課については、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

—————◇—————

◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部から、議案の説明を簡潔に願います。

佐藤課長。

○佐藤保育課長 （議案第58号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ここで、議事進行を副委員長と交代いたします。

○星副委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

事前に、益子委員長から討議通告がございました。

益子委員長から説明をお願いいたします。

○益子委員長 先ほどの説明もございましたが、第2子保育料免除の導入をすることについて、委員各位の所見をお伺いできればと考えておりますので、お願いいたします。

○星副委員長 委員各位の所見ということでしたので、指名させていただきたいと思います。

じゃ、順次、堤委員のほうから、所見のほうお伺いいたします。

○堤委員 これ、質疑じゃなくて所見という格好で、私の意見を述べさせていただきますと、多分私の知識の中では、今まで第3子以降は無料になっていたかと思います。で、第2子はたしか半額免除という格好だったかなというふうに思う。

今回は県の方針でそれぞれ3歳未満について、第2子の保育料は免除になると。それに加えて、県の出すお金以外には、那須塩原市独自でそれぞれ民間の保育園児に対しても補助を出すと、減免するというお話かと思うので、私的にはこの内容については非常に喜ばしいことだというふうに思っております。

○星副委員長 続きまして、室井委員、お願いします。

○室井委員 今、本当に世の中大変な時代になっているというところの中で、少しでも子育てに係る費用を市のほうで、県のほうでとかという形で負担いただくということは、本当に喜ばしいことだと思っております。

以上です。

○星副委員長 続きまして、相馬委員、お願いします。

○相馬委員 出生率が2を切ってから、もうしばらくたつということになるわけですが、2人以上何とか子供を持てるような施策ということで、よろしいんじゃないかなというふうに思っており

ます。

以上です。

○星副委員長 続きまして、眞壁委員、お願いします。

○眞壁委員 私も、今、少子化、非常に危惧しております。

韓国は0.7ということで、まさに減っている状態。日本はまだ1.2ぐらいですので、ぜひ2にしようするように皆さんで頑張りましょう。

以上です。

○星副委員長 続きまして、山本委員、お願いします。

○山本委員 子育て支援としては妥当なものだと思います。

○星副委員長 続きまして、玉野委員、お願いします。

○玉野委員 子育てに歩み寄るものと思います。

○星副委員長 益子委員長に申し上げます。

各委員に所見をお伺いいたしました。が、ほかに何か伺うことはございますでしょうか。

○益子委員長 はい。よろしいですか。

○星副委員長 益子委員長。

○益子委員長 先ほど、市独自の話ということで、保育料免除ということで話ございました。

私も皆様同様喜ばしいことと考えておるんですが、この額については、じゃ、各委員どのようにお考えか、所見をお伺いできればと思います。

○星副委員長 各委員にお伺いしますか。

○益子委員長 はい、お願いいたします。

○星副委員長 堤委員から、また順次お願いいたします。

○堤委員 額の話。

○益子委員長 はい。

この1人当たりの額について、この保育料についてですね、第2子の。

○堤委員 額というのはどういうふうに捉えればいいですかね。

○益子委員長 この支援する第2子の。

○堤委員 全体のお話ですね。

予算はこれで示されておるように、保育施設のほうは1,850万円ぐらいですかね、そういうことでよろしいですか。そういう予算の額について。

○益子委員長 はい。

○堤委員 民間のほうに対しては183万円という金額が出ておりますけれども、この中で、県の予算を受けてこの保育施設のほうの、認定こども園のほうはそうように基づいて出しているということで、ある意味で市の負担はないということだと考えますけれども、民間のサービスの対策費としては183万円ということで、これ、市独自の政策ということで出しているのです、それほど市の財政に負担はないというふうに考えます。

○星副委員長 続きまして、室井委員、お願いします。

○室井委員 1人につき、もう金額が決まっていることですので、これで少しでも、もうちょっと子供の数が増えていただけるきっかけの一つになればというふうに思っておりますので、納得はしております。

○星副委員長 相馬委員、お願いします。

○相馬委員 金額についてということでございますが、第2子以降の保育料を全額免除するための人数と、それから単価がきちんと計算されているというふうに思いますので、金額は妥当というふうに思います。

以上です。

○星副委員長 眞壁委員、お願いします。

○眞壁委員 免除ということなので、金額は妥当だと思います。

○星副委員長 山本委員、お願いします。

○山本委員 金額に関しては、もうその決まりどおりにやっていることだと思いますので、これで妥当な金額だと思います。

○星副委員長 玉野委員、お願いします。

○玉野委員 必要な額を手当てしたものと思います。

○星副委員長 益子委員長に申し上げます。

各委員より所見をお伺いいたしました、ほかに何か伺うこととかありますか。

○益子委員長 はい。副委員長

○星副委員長 はい。委員長。

○益子委員長 委員各位、所見をお伺いしました。

その中で、疑義が生じましたので質疑をさせていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

○星副委員長 それでは、質疑に戻ります。

益子委員長。

○益子委員長 先ほど、説明の中でも各委員、このことに対しては、第2子に関して喜ばしいことと、前向きな意見と、また、額についても妥当ということで、第2子のものということで喜ばしいことということで、これ、私も同じく考えております。

そういった中で、第2子の保育料の免除の額ということで、先ほど課長の中で、前年度の実績に応じてというお話あったかと思うんですが、その実績をどのように反映させてこの内容になったのか、ちょっとその点お伺いできればと思っております。

○星副委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

課長、お願いします。

○佐藤保育課長 こちらの額を決定した内容ということですが、先ほど申し上げましたとおり、昨年度、令和5年度の実績を基に、実際に昨年度3月末現在で、実績の中で、この第2子保育料免除をやった場合、それに該当する方を抽出いたし

まして金額を設定しております。

で、保育料につきましては、園児一人一人同額ではなくて、世帯の所得によって保育料が決まってくるんですけれども、そういった中で、今年度、今段階で算出するのがちょっと難しいところもありますので、昨年度の数字を使わせていただいて、そこで出てきた数字を今回の予算という形で載せさせていただきます。

○星副委員長 説明が終わりました。

それでは、質疑のほうに戻りたいと思います。
益子委員長。

○益子委員長 今お答えいただきました。

それでは、次にお伺いしたいんですが、市独自ということで、今、これ、すばらしいことだと考えてございますが、運用してから、例えば、これを受けて、その後の額の変更など、そういった見直しのものは考えていらっしゃるのか、その点、最後お伺いさせてください。

○星副委員長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

課長。

○佐藤保育課長 今後の運用というところなんですけれども、今回、その認可外保育施設の部分ということでお答えさせていただきますけれども、今回、その認可外保育施設につきましては、保育料の上限が5万1,000円になります。階層がございまして、その一番上の階層の金額を使わせていただいて、で、実際には、該当する方、それぞれ所得によって金額が変わるんですけれども、予算上、一番上の予算を設定させていただいて計上させていただいているというところでございます。

○益子委員長 了解いたしました。

○星副委員長 それでは、議事進行を委員長と交代いたします。

○益子委員長 進行を交代いたします。

ほかに質疑はございますか。

堤委員。

○堤委員 支援の上限があるということで、今お伺いしましたけれども、家庭の収入に制限はあるんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 世帯の所得制限は、何ていうんですかね、世帯についての所得の上限というのはありませんので、各、何ていうんですかね、所得金額によって保育料が幾らですよということで、一番上限の部分でいうと、所得が31万円以上ということで、その以上の世帯については、先ほど言った保育料が5万1,000円ですよという状況になっております。

○星副委員長 堤委員。

○堤委員 今回、第2子以降の無償化ということなんですけれども、第1子についてはどのようにお考えをしているんでしょうか。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 今回、第2子というところで実施するわけなんですけれども、実際に県の補助が実際に受けられるというところから今回こちらの事業を取り組む形なんですけれども、第1子の部分というところでございますけれども、昨年の一般質問でもちょっとお答えさせていただいたと思うんですけれども、やはり国とか県のやはり補助というかお力がないと、ちょっと難しいのかなと思っております。

○星副委員長 堤委員。

○堤委員 すみません、これちょっと所管外になる質問かも分かりませんので、ちょっとお答えいただけてなくても結構だと思うんですけれども、幼稚園というのがありますよね。幼稚園については、同じように保育料の、幼稚園は保育料とは言わないと思うんですが、その同じような年齢の方がお

られると思うんですけども、そこについてはどういう制度になっているか教えていただければと思います。

○益子委員長 課長。

○佐藤保育課長 幼稚園につきましては、教育標準時間ということで3歳以上になっておりますので、3歳以上はもう無償化になっております。国の制度の中で。

なので、幼稚園につきましては、ゼロ・2歳児はいないという形になります。

○益子委員長 そのほか質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、質疑を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 あわせて、議員間討議も終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第58号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

保育課所管の審査事項は全て終了となります。

ここで休憩いたします。

再開を午後1時50分といたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時50分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎教育部の審査

○益子委員長 これより教育部の審査に入ります。

初めに、教育部長より御挨拶をお願いいたします。

田代部長。

○田代教育部長 （挨拶。）

○益子委員長 ありがとうございます。

◎教育総務課の審査

○益子委員長 ただいまから、教育総務課の審査に入ります。

担当課の皆様、お疲れさまです。

教育総務課につきましては、福祉教育常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算常任委員会（第二分科会）に切り替え、審査を行います。

◎議案第58号の説明、質疑、討論、採決

○益子委員長 それでは、議案第58号 令和6年度
那須塩原市一般会計補正予算（第3号）を議題と
いたします。

執行部から議案の説明を簡潔に願います。

金子課長。

○金子教育総務課長 （議案第58号について説明。）

○益子委員長 説明が終わりましたので、質疑を許
します。

相馬委員。

○相馬委員 今回の業務委託によって、何ですかね、
その修繕行為の安全性が向上するという説明だっ
たんですが、その安全性が向上するというのはど
ういうことなのか、ちょっと具体的に説明しても
らってよろしいでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 座って御説明のほう差し上げ
たいと思います。

まず、安全性については、向上というのと平準
化というのがございます。例えば施設において、
窓枠とか網戸とか、例えばそこが壊れていたとし
ても、例えばこちらの学校の網戸はこの程度壊れ
ている、こちらの学校の網戸はこの程度壊れてい
るというところがあると、学校によりましては、
このくらいだったら大丈夫かなと思っていると
ころもあれば、いや、これはもうちょっと例えば
教育総務課のほうに言って直してもらったほうが
いいというところがありますと、私どものほうも
そういったものの個別のほうの状況のほうは把握し
ていないので、そういったところについては、一
元化することによって、これでサービス全体も安
全性が向上できますし、優先順位に基づいて修繕
のほうが執り行われるというところが学校の一例
ですけれども、公民館とかその他の施設において
も、公民館等も15公民館ありますので、そういっ
たところについてはサービスの向上と平準化が図

れるかというふうに考えているところでございま
す。

○益子委員長 ほか、ございませんか。

堤委員。

○堤委員 1項2目の事務局費の学校施設整備基金
積立金について、ちょっとお伺いをしたいと思い
ますが、今回6,000万円積立てということなんで
すが、これ、目標額なんかは決めておられるでし
ょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 目標額のほうは決めておりま
せん。現時点では決めておりません。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 じゃ、6,000万円積み立てる前の累積残
高は幾らになっているのでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 こちらのほうの基金のほうに
つきましては、今年の3月に条例のほうを制定さ
せていただいて、4月1日施行という形になって
おりますので、累積等はございません。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 すみません、前も聞いたかも分かりませ
んけれども、この使途といいますか、範囲といい
ますか、ここで学校施設というふうにうたってあ
りますので、ある意味で学校の敷地含めて、フェ
ンス含めて、屋根から全部含めて施設というふう
には考えるわけですが、当然体育館も含め
て、運動場も含めてということなんです、この
中で使う備品はこれに入らないというふうに思え
ばよろしいでしょうか。

○益子委員長 教育総務課長。

○金子教育総務課長 あくまでも学校施設整備に関
わるものです。

こちらのほうの基金の条例のほうを制定させて
いただいた経緯は、やはり教育に関わるものの学

校施設の整備というのは、財源、予算のほうになり大きな金額のほう、毎年計上させていただいております。そういったものについて、単年度においての予算、額のほうのこういったものについても、やはり基金のほうを制定させていただいて、そこから積み立てられるものについては積み立てて整備のほうに充てたいというところで考えているところでございます。

○益子委員長 堤委員。

○堤委員 当面、何かこの基金を活用して、やろうとするような、修繕とか維持管理なんかは予定があるでしょうか。

○益子委員長 課長。

○金子教育総務課長 やはり中心となるのは、学校の校舎の改修、また、体育館等の、学校の校舎、体育館の改修工事が中心となるかと思います。

○益子委員長 そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 質疑の途中ですが、議員間討議に入ります。

討議すべき点、あるいは委員からの御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 ないようですので、議員間討議及び質疑を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議員間討議及び質疑を終結いたします。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○益子委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認め、討論を終結

し、これより採決いたします。

議案第58号 令和6年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○益子委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第58号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

教育総務課所管の審査事項は以上となります。

ここで休憩いたします。

なお、再開は午後2時10分より再開いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時10分

○益子委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎その他

○益子委員長 それでは、次第3、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○益子委員長 事務局から何かございますか。

事務局。

○石田書記 （事務連絡。）

○益子委員長 それでは、次第3、その他を終結いたします。

◎閉会の宣告

○益子委員長 以上で、当委員会の審査事項は全て
終了いたしました。

本委員会の審査報告書は本職が作成し、議長に
提出いたしますので、御一任くださるようお願い
いたします。

これをもって福祉教育常任委員会を閉会い
たします。

大変にお疲れさまでございました。

閉会 午後 2時11分